

## 令和4年度マンション等管理者講習会 Q & A

令和5年2月28日時点

### <プラスチック製品の分別回収>

Q1 現行のルールでは、傘は2本までは柄の部分や生地がプラスチック製のものでも燃やすごみで出しても良いことになっているが、令和5年4月1日以降は資源ごみ（プラスチック製品）となるのか。

A1 プラスチック製の部位があるものを含め、傘は、引き続き、2本までは「燃やすごみ」としてお出しいただけます。3本以上の場合は「大型ごみ」（1回の排出で20本まで）として出してください。

Q2 令和5年4月1日以降から分別回収が始まるプラスチック製品はどのようにリサイクルされていくのか。

A2 プラスチックごみの資源循環の推進のため、現在のプラスチック製の「容器」と「包装」と同様に、再生プラスチックとして材料リサイクル又は化学工業の原料などとしてケミカルリサイクルされます。

### <居住者への周知啓発>

Q3 プラスチック製品のより詳しい分別ルールを市民しんぶん3月15日号で挟み込みチラシで周知するとのことであるが、市民しんぶんが配られていないマンション用に、挟み込みチラシだけをもらうことは可能か。

A3 挟み込みチラシのデータを3月中旬頃に「[京都ごみネット](#)」に掲載する予定ですので、御参照ください。なお、インターネットをお使いいただけない方等は、資源循環推進課（電話075-222-3948）まで御相談ください。

その他、主に管理会社やマンションオーナー用のプラスチック製品分別回収に係る啓発物等も御用意していますので、御希望の管理会社等は、京都市情報館ホームページにある申込書を御利用ください。

申込書の掲載場所：

「[令和4年度 マンション等管理者講習会の開催について](#)」の添付資料  
（「令和4年度マンション等管理者講習会の開催等の御案内」）

Q4 令和5年3月までに、入居される方に対しては、今ある啓発チラシ等はもう配布しない方がよいか。

A4 令和5年3月までは、現行のごみの分別ルール等を周知いただくために、既存の啓発用リーフレット等を御活用いただけます。併せて、[プラスチック製品の分別回収に係るチラシ](#)等を御案内いただき、4月からの変更内容をお伝えいただきますようお願いいたします。

**Q 5 令和5年4月1日以降のプラスチック製品分別回収を反映した啓発用リーフレット等は、いつ提供してもらえるのか。また、外国語表記のものもあるのか。**

A 5 プラスチック製品分別回収を反映した啓発用リーフレット等は近日中に完成予定です。配布を御希望の管理会社等は、京都市情報館ホームページにある申込書を御利用ください。

申込書の掲載場所：

「[令和4年度 マンション等管理者講習会の開催について](#)」の添付資料  
(「令和4年度マンション等管理者講習会の開催等の御案内」)

なお、プラスチック製品分別回収を反映した啓発用リーフレットの外国語（英語・中国語・ハンデル）表記ものは、令和5年夏以降に作成予定です。その間は、既存の啓発物をお使いいただく等により、周知いただきますようお願いいたします。

その他、外国語表記での啓発については、資源循環推進課（電話075-222-3948）まで御相談ください。

**Q 6 ごみ収集運搬業者に、プラスチック製品の分別回収の周知はされているのか。**

A 6 ごみ収集運搬業者に対しても、本市から周知しております。プラスチック製品の円滑な分別回収に向けて、引き続き、ごみ収集運搬業者と連携を図ってまいります。

#### <共同住宅等分別周知等届出制度>

**Q 7 今回のプラスチック製品の分別回収の実施に伴い、共同住宅等分別周知等届記載の「プラスチック製の容器包装」部分が「プラスチック使用製品」に変更になると説明があったが、当該届を再度提出する必要はあるか。**

A 7 令和5年4月1日から様式が変更となりますが、当該変更に伴って、改めて届出を提出いただく必要はありません。

なお、収集の頻度の変更など、届出内容に変更がある場合は変更に係る届の提出をお願いしています。

共同住宅等分別周知届の詳しい内容については、京都市情報館ホームページを御覧ください。

参照先：「[令和4年度 マンション等管理者講習会の開催について](#)」の添付資料  
(「令和4年度マンション等管理者講習会の開催等の御案内」)

## <その他>

Q 8 マンションにおけるいわゆる残置物の処理を、管理会社が行う場合、当該行為はいわゆる事業活動（管理行為）に当たり、事業ごみに該当するとの説明（動画スライド3枚目）であるが、そうすると、マンションを退去した居住者が残していった大型家具を管理会社が処理する場合は、事業ごみとして扱うのか。

A 8 スライド内の説明については、排出者不明の残置されたものについての処理を想定したものです。

なお、御質問のマンションを退去した居住者が残置したものについては、当該居住者と連絡が取れない等、当該居住者に代わって管理会社等で処理せざるを得ない場合は、管理会社等が家庭ごみとして廃棄する事務手続を行うことは差し支えありません。